

【湖東協組事件・公判レポート】

異様な法廷、証人席と傍聴者席を遮る「ついたて」

● 「遮へい措置」

5月8～9日、大津地裁で湖東協組事件の公判が2日連続で開かれた。

この裁判は、一連の関西生コン弾圧事件のうち、滋賀県警組織犯罪対策課が湖東生コン協同組合の理事長ら7人と関生支部の武委員長ら29人を、昨年7月から今年2月にかけて、5回に分けて逮捕した事件。業者団体と労働組合が生コンを湖東協同組合から購入させようとして共謀し、大手ゼネコン、フジタを恐喝したが未遂に終わったとされているものだ。今年2月には、フジタの建設現場の法令違反について指摘したり、行政に申告したり、ビラまきしたことも恐喝未遂だとして、じつに15人が逮捕されている。(起訴段階でビラまきに参加しただけの6人は威力業務妨害に変わった。)

8日の公判には検察が申請した3人の証人が出廷した。「恐喝未遂」の被害者とされるフジタ大阪支店の技術者、そして滋賀県警組織犯罪対策課の捜査員らである。

この湖東協組事件の公判では検察側証人がすでに10人近く登場しているが、毎回のように異様な光景がくりひろげられている。

そのひとつは、「遮へい措置」。フジタや湖東協組関係者が証人として登場するたびに、4～5人の裁判所職員が法廷に入ってきて、法廷の隅に置かれた、高さ2メートル、幅80センチほどのついたてを移動して証人席と傍聴席のあいだに並べ立てるのだ。このついたてに遮られて、傍聴席からは、証人の姿はもちろん裁判長の姿も、そして7～8人の組合側弁護団や、その後ろに被告とされて壁際に座る武委員長らの姿もまったく見えなくなる。

「遮へい措置」は凶悪事件の公判でときどき実施されることがある。傍聴席にいるかもしれない凶悪犯の関係者から顔を見られないようにすることで、報復などを怖れず証言できるようにするためとされている。しかし、関生支部は犯罪集団ではなくて、れっきとした労働組合。しかも事件とされているのはいずれも組合活動だ。それにもかかわらず、裁判所は関生支部を「凶悪犯罪集団」扱いしているわけで、弁護団がなんども抗議してきたがやめない。これだけでもこの裁判の異常さがわかっていうものだ。(2ページにつづく)

京都平和フォーラム総会で支援を要請 (5/9)

5月9日、京都平和フォーラム(小鍛治啓代表。自治労、全水道、全農林、日教組、私鉄総連などで構成)が総会を開催。開会に先立って、関西生コン弾圧事件の現状を聞く時間をわざわざ設けてくれて、小谷野本部書記長が経過と事件の特徴を説明。署名活動、裁判闘争支援カンパ、本の購入協力などと訴えた。

(1 ページからのつづき)

この日も、フジタの技術者が関生支部の「コンプライアンス活動」がどのようなものであったか、フジタが警察と相談しながらそれにどう対処してきたかを証言したのだが、ついたてがあるので証人の姿は見えないし、証言はとても聞き取りにくい。「裁判公開の原則」はどこへいったのか。

「まるで軍事独裁政権下の密室裁判だな」という声も聞かれた。

● 「実地教育」に裁判を活用する大阪広域生コン協組

もうひとつは毎回の公判に、関生支部をつぶすと公言する大阪広域生コン協組が大量の「傍聴動員」をかけていることだ。

160社あまりの加盟業者をA, B, Cと班分けにして、「今回はA班とC班」などと「動員指令」を出し、大津地方裁判所の決して広くはない駐車場には、公判のたびに高級乗用車で乗り付けたスーツ姿の男たちが100人以上もひしめきあうという異様な光景が出現する。

一方、関生支部と支援者のその半分くらい。傍聴席はわずか60席にすぎないので抽選となるが、結果はいつも広域協組側が7割方を占めることになる。法廷には見物気分で興奮気味の広域協執行部が軽口をたたき合っていて、開廷前から異様な熱気がたちこめる。3月の公判では、武委員長らが腰縄に手錠という姿で法廷に入ってくると、最前列に陣取った極めつけにお行儀の悪い広域協執行部が、「武～、一生出てくるな！」などと口汚いヤジを飛ばした。

大阪広域協組執行部は公判を「実地教育」にフル活用しているのだ。協同組合の本来業務とは縁もゆかりもない裁判傍聴に駆り出して加盟業者の締め付けを図ると同時に、遮へい措置を見せつけることで、「ほらみろ、裁判所も関生支部を犯罪組織として扱っているんだぞ。執行部の関生支部一掃方針は裁判所にも支持されているんだ」と言いかかせているのだろう。

● 「軽微な不備に因縁をつけ」 ???

この湖東協組事件のキーワードのひとつは、検察が作成した起訴状などにくり返し出てくる「軽微な不備に因縁を付け」というものだ。

全日建と関生支部は1990年代初頭から「コンプライアンス活動」をつづけてきた。コンプライアンスは「法令遵守」と訳される。建設工事の安全、安心、適正価格を実現するため、建設現場の安全衛生や環境対策の手抜き、さらには品質の手抜きなどの法令違反を調査し、改善を申し入れ、行政にも申告するといった活動のことだ。1990年代初頭は、過積載の追放、建設現場の労働時間短縮と土曜日稼働の調査、そして、不良生コンを生み出す加水行為の摘発や告発が中心だった。「しゃぶコン」という用語はこの頃、週刊ポストの連載記事で使われ出した。1995年阪神大震災をきっかけに、生コンの安売り規制と加水摘発は本格化し、業界再建運動の一つの柱となった。

こうしたコンプライアンス活動は産業別労働組合としては当たり前の活動。海員組合、全港湾、全建総連なども同様の活動にとりくんでいる。労働組合は賃上げだけが関心事なんてことはまったくない。産業全体の労働条件や業界全体の安全、適正価格、環境などを問題にすることが労働組合のほんらいの、そして重要な仕事のひとつであり、それがその産業で働く労働者の雇用も安全も労働条件も向上させていくのである。

ところが、警察や検察は、そして裁判所までもが、労働組合といえば企業内組合のことしか考えられない。だから、コンプラ活動などと称しているけれど、それは要するに暴力団のゆすり、たかり、

恐喝の類いであって労働組合活動ではないんだと決めつけている。要するに、労働組合なんてやつは企業秩序の中でおとなしくしておけばいいのであって、業界がどうだとか産業のありかたが云々だなんて、えらそうに口出しするんじゃないだよと言いたいのである。

そこで起訴状には、関生支部が指摘したフジタの現場の法令違反はたいした問題じゃなかったんだといわんばかりに、関生支部が指摘した法令違反のなかでも、些細なことがらのように見える事案ばかりを選んで書き記し、「軽微な不備に因縁をつけ」たと決めつけているのである。

検察はこの日の証人尋問でも、関生支部が些末なことがらを針小棒大に取り上げていたと印象づけようとした。さらに、かりに法令違反に該当したとしてもそれは現場に出入りする資材搬入業者らが責任を負うべき問題であってフジタには責任がないかのようにフジタの技術者に証言させた。

しかし、組合側弁護士は反対尋問でその卑劣なねらいを事実をもってひとつずつ打ち砕いていった。

【このつづきは次号に】